

中国医科大学と弘前大学医学部の協定による留学生受入に関する覚書

平成 28 年 6 月 13 日 学事委員会作成

平成 28 年 10 月 17 日 学事委員会一部改正

(趣旨)

- 第 1 平成 17 年 10 月 25 日に本学医学部と中国医科大学は学術交流に関する協定を結び、平成 18 年 4 月から平成 27 年 10 月まで本研究科大学院生として毎年 1 名、計 10 名入学し、これまで 6 名が修業年限短資短縮で修了し一定の教育成果を挙げている。本研究科はこれまで留学生に対し経済援助を行い、検定料、入学料、授業料、入学試験と入学のための渡日旅費・宿泊費の負担及び基礎系講座のパート職員として 3 年間雇用してきたが、このままでは原資の「医学研究科医学科教育研究協力基金」、「医学部弘大医学部創立 50 周年記念・国際基金」及び「医学研究科巻渕美智子基金」を 2 年間で使い切るため、平成 28 年度入学者から以下のとおり実施する。

(受入人数及び受入講座)

- 第 2 中国医科大学の推薦による日本語コース修了者 1 名を留学生の希望を考慮し適切な講座に毎年受け入れる。ただし、日本語コースの推薦者がいない場合は、中国医科大学の日本語コース以外の修士課程修了者で、英語で日常生活に困らない程度のコミュニケーションをとれる者を推薦していただく。

(入学時期及び入学試験)

- 第 3 入学時期は秋季とし、入学試験は学事委員長及び指導教授(予定)による教育研究科目(面接)、志願理由書、大学の成績証明書を総合して可否を判定する。なお、教育研究科目(面接)は渡日せずインターネットテレビ電話で行う。

(検定料、入学料、授業料及び渡日旅費)

- 第 4 検定料は本研究科で負担する。
- 2 入学料は、留学生が入学手続の際に免除申請していただく。ただし、入学料免除を実施しない場合及び入学料免除を申請して、半額免除、免除不許可の場合は本研究科で全額負担する。
- 3 授業料は留学生が授業料免除申請していただく。申請の結果、半額免除、免除不許可の場合は留学生が全額負担する。
- 4 入学試験に合格し入学のため渡日する際の旅費・宿泊費は本研究科で負担する。

(RA(リサーチアシスタント)及びTA(ティーティングアシスタント)の採用)

- 第 5 経済援助のため留学生を RA 及び TA として採用する。

(住居費用等)

- 第 6 住居費用については、すべて留学生の負担とする。
- 2 男性の留学生には弘前大学学生寮(北浜寮)を紹介する。ただし、満室の場合は弘前大学医学部附属病院看護師研修医宿舎を紹介する。これも満室の場合は留学生がアパート等を契約する。
- 3 女性の留学生には弘前大学医学部附属病院看護師研修医宿舎を紹介する。ただし、満室の場合は留学生がアパート等を契約する。
- 4 留学生は弘前大学医学部附属病院看護師研修医宿舎に 3 年間まで住むことができる。

(その他)

- 第 7 この実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、学事委員会において協議する。
- 今後、本研究科で経済支援のための予算を確保できない場合は、検定料、入学料、渡日旅費・宿泊費は留学生が負担することもある、また、RA 及び TA として採用しないこともある。